

○富田林市立図書館における録音図書等および点字図書ならびに心身障がい者用ゆうメール個人貸出実施要領

(目的)

第1条 この要領は身体が不自由なために図書館に来館して資料を利用できない人々のために必要な資料の郵送貸出について必要な事項を定め、図書館利用の増進を図ることを目的とする。

(対象)

第2条 貸出は市内に在住する方で、郵送貸出以外のサービス形態では、図書館サービスを受けるのに困難な障がい者（視覚障がい者、寝たきり老人、重度の肢体不自由者）およびその他館長が適当と認めた者を対象とする。

(貸出の方法)

第3条 貸出の方法は視覚障がい者については内国郵便約款に基づき、その他の身体障がい者についてはゆうパケット約款に基づき郵送で実施する。

2 貸出の方法は利用者が筆記を要しない方法とする。

(貸出期間)

第4条 貸出期間は3週間以内とする。

ただし、郵送による貸出の場合はそのために要する期間は含まないものとし館長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

(貸出数)

第5条 貸出数は録音図書等および点字図書は1人20タイトル、図書は1人20冊まで貸出することができる。

(損害の弁償)

第6条 録音図書等の紛失、破損があった場合は、利用者が相当の代品を弁償しなければならない。

2 図書の紛失、破損があった場合は、利用者が現品または相当の代品をもって弁償しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、その他必要な事項は、富田林市立図書館身体障がい者サービス実施要領に基づき館長が定めるものとする。

附 則

この要領は、昭和57年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年6月1日から施行する。